

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2022年6月15日 No.48 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
E-mail nql30048@nifty.com ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内 容

6月2日 本訴第33回口頭弁論で原告の証人申請に対して示された裁判所の判断	1
【進行協議の内容】	2
【提出書面概要と法廷での陳述】	3
【記者会見・報告集会での質疑応答など】	4
原告ら準備書面(87)の要点：テロ対策・武力攻撃に関する補充の主張	5
原告ら準備書面(88)の要点：ばらつき問題～被告準備書面(63)に対する反論	7
今後の大津地裁での原発裁判の予定	7
5月31日札幌地裁 泊原発運転差し止め判決 津波対策が不十分	8

6月2日 本訴第33回口頭弁論で原告の証人申請に対して示された裁判所の判断

次回9月1日から証人尋問開始を決定！

次回証人は福島からの避難者 菅野みずえさん

関電の「証人尋問不要」という意見を退けて5人全員の証人を採用する意向

その後の尋問は次回に決定 早ければ再来年3月にも判決が

6月2日、福井の関電原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第33回口頭弁論が大津地裁で行われました。

午後1時15分から原告の代表も参加した進行協議が行われた後、2時半から裁判、午後3時半から記者会見・報告集会を行いました。

注目の証人採用について、関電側は「証人尋問は不要」という意見書を提出してきましたが、堀部裁判長は「原告から申請のあった5名¹について必要性がないとまでは言えない」として、関電側の意見をしりぞけ、5名全員を証人として採用する意向を示し、最初の尋問者として次回9月1日に福島からの避難者である菅野みずえさん¹とすることを決定しました。前回、原告代表が強く求めた早期判決に向かって大きく動き出しましたと言えます。

法定では、原告側は準備書面(87)、(88)について原告代理人弁護士が口頭説明を行いました。以下、進行協議の内容、法廷でのやり取り、原告主張書面の概要などについて報告します。

¹ 5名の概要は、4ページのQ1の回答参照。

【進行協議の内容】

裁判が始まる前の13時15分から、原告の代表も参加して双方の代理人と裁判所とで進行協議が行われました。裁判所が設定した3つの重点課題についての争点整理や証人採用、今後の期日、審理スケジュールなどについて次のとおり確認されました。

(1) 争点と主張予定の確認

① 地震の問題

【被告】原告準備書面(86)の地盤の安定性についての再反論、原告準備書面(85)の地盤の変異についての反論、地震審査ガイド改定についての主張、今日の原告準備書面(88)への反論などを準備。次回に間にあわない分は次々回にまわす。

【原告】(被告に対して)かなり煮詰まった課題なので次回にまとめてほしい。原告としては大きな反論は予定しない。

② 火山問題について

【被告】今日の主張で完了とし現時点で追加はない。

【原告】被告準備書面(66)に対して簡易な反論をするかもしれない、新たな主張も検討する。

③ 避難計画について

【被告】今回の主張で完了。

【原告】今日の被告の主張に対して反論するかもしれない、特に泊原発の判決で避難計画について判断している部分があり、その点は主張したい。

(2) 泊原発の運転差し止め判決について

裁判長は、5月31日に出示された泊原発の札幌地裁の運転差し止め判決が本件に影響するか原告、被告双方に聞きました。

【原告】規制委員会の許可が下りていないという段階の判断であり、電力会社側が安全性を立証する責任を有していることを認めた判決だ。防潮堤の液状化など本件とは異なる

事情がある判決だが、避難計画について、これが不十分な場合は差し止めの理由になるという判断をしており、本件でも適用できる。

【被告】直接は関係ない。基準に適合していれば安全という適合性で判断している。基準地震動も津波も審査中だった。

(3) 証人尋問について

① 赤松先生意見書の統合版について

【原告】前回、裁判所から要望のあった赤松先生の意見書の統合版だが、証人として採用されたら、まず、赤松先生に説明してもらい、それをふまえて原告、被告双方から質問をする。その時のパワーポイント(PP)資料で今までの意見書を再整理するという考えでどうか。

【裁判所】被告の意見はどうか。

【被告】証人についての意見書を提出している。専門的な内容は人証ではなく書面でという考え方だ。その場で急に反対尋問はできない。

【裁判所】PP資料は書証でだしてもらった方がよい。用意していただくものは、わかりやすい説明になるようお願いしたい。

② 証人尋問の時期について

【原告】尋問の時期は来年4月以降という理解でよいか?(堀部裁判長は来年3月で3年となり、異動の可能性が高いので)判決をだす裁判体に聞いてもらった方がよいと思うので・・・。

【裁判長】主張立証がひととおり終わったら人証に入るという考えだ。すべての争点・論点を一気に整理するとは考えておらず、論点ごとに人証の判断をしたい。審理計画を明らかにしたいという思いだ。

菅野さん、(放射性廃棄物問題での)芝さんの人証採用は現時点で問題ないと思う。来年度にしようと思っっているわけではない。

【原告】尋問するためには早い段階での準備が必要だ。いつ頃から始めるかめどを示して

もらいたい。

【裁判所】(証人は不要という) 被告意見書についての原告の考えはどうか?

【原告】こちらとしては是非採用してもらいたい。とくに専門家意見は法定でのやりとりを通して理解を深めることができる。

【裁判所】仮に菅野さん、芝さん、(避難計画についての) 平尾米原市長について尋問するとすれば順番などはどのようなイメージになるか?

【原告】順番はとくにないが、最初は原発事故被害者の菅野さんが適切かと思う。

【裁判所】尋問時間を短くすることは可能か?

【原告】ある程度は可能だ。ただ、その場合、陳述書の補充をしたい。

【裁判所】菅野さんへの反対尋問はどれくらい想定するか?

【関電】主尋問と同程度。

【裁判所】芝さん、平尾さんは採用されれば日程をあわせてもらえるか?

【原告】芝さんは可能と思うが、平尾さんは公務があるので早めの調整が必要だ。短くということもどれだけかは検討が必要だ。

菅野さんは健康問題があり早めにしたい。

【裁判所】(証人採用について) 3人で合議するので少し時間をもらいたい。

(4) 証人の採用に関する裁判所の判断

3人の裁判官の合議の結果、以下の判断が示されました。

①原告が証人採用を申請している5人について、必要性がないとまで言い切ることはできない。

②5人全員について採用し、計画的に尋問を行う。

③まず、菅野さんの尋問を先行して次回9月1日(木)に行う。

④その次は、芝さん、平尾さん、地盤の専門家2名と考えているが、詳細は改め

て次回に協議する。日程調整の結果、二人を同じ期日で行うこともあり得る。

(5) 今後の日程について

① 次回9月1日の日程

13:15 から進行協議

14:30 から法廷で菅野さんの尋問

原告側主尋問、被告側反対尋問 60分ずつ
陳述書の補充は8月5日(金)までに

② 12月と3月

12月1日(木) 午前、午後

3月9日(木) 午前、午後

【提出書面概要と法廷での陳述】

原告側は、準備書面(87)、(88)を提出。(87)は、テロ対策・武力攻撃に関する主張の補充であり、ロシアのウクライナ侵攻によって原発への武力攻撃が現実化していること、原発は武力攻撃を想定していないこと、武力攻撃を想定していない新規制基準は不合理であることなどを指摘しています。また、(88)は、被告準備書面(63)に反論したものであり、地震動がバラつくことについて、被告は、「不確かさを考慮しておればバラツキを考慮しなくていい」としていることに対して、原告側は、それでは不十分であり、新規制基準の考えにも反することを指摘したものです。

法廷では、関口弁護士と井戸弁護士団長が二つの書面について、それぞれパワーポイントを用いて説明しました。

関電側は、準備書面(65)、(66)を提出しました。(65)は、避難計画について主張した原告準備書面(79)、(84)のうち、水戸地裁判決や屋内退避、安定ヨウ素剤の事前配布の問題について反論したものです。(66)は、火山灰の層厚の変更をしたが、とくに対策を行わなくても安全性を有していること等を主張したものです。

次回の主張予定については、原告側は、被

告準備書面(66)について必要に応じて反論すること、(65)に対しては、水戸地裁判決に続き、避難計画の不備を差し止めの理由として判示した札幌地裁判決を証拠提出したいとしました。

被告側は、原告準備書面(86)の地盤の安定性についての再反論を次回に行い、原告準備書面(85)の地盤の変異についての反論、地震審査ガイド改定についての主張、今日の原告準備書面(88)への反論などについては必要な範囲で次々回に反論するとしました。

次回の期日は9月1日(木)14時30分から菅野みずえさんの尋問を主尋問、反対尋問各60分で行うこととし、陳述書の補充は8月5日(金)が提出期限とされました。

【記者会見・報告集会と主な質疑】



記者会見の冒頭、井戸弁護士団長が関電の主張内容や証人尋問について説明し、最速で再来年の3月に判決がだされるという見通しを示しました。続いて関口弁護士が準備書面(87)の概要について説明しました。

主な質疑応答は以下のとおりです。

Q1. 申請した5人の証人と証言内容は？

A. ①菅野みずえさん、浪江町からの避難者、原発事故がいかに過酷なものであるかについて

②芝くにお(西尾猿)氏、原子力資料情報室共同代表、核燃料サイクルについて

③ 平尾道雄氏、米原市長、実効性のある避難計画を策定することが困難であることについて

④ 赤松順平氏、元京都大学教員、地盤モデルの作り方が極めて恣意的であることなどについて

⑤ 芦田譲氏、京都大学名誉教授、地盤評価のためには正確な地盤の構造把握が必要であるが、そのためには三次元探査必要であることについて

Q2. 5月31日の泊原発運転差し止めを命じた札幌地裁判決の評価？

A. この判決の重要な点は規制委員会の判断が出る前に裁判所が判断したことだ。大津をはじめ多くの裁判では、規制委員会の審査結果をめぐって争っているが、札幌地裁は独自に判断をしたのであり、立場が異なる。

2013年に裁判官特別研究会議というものが司法研修所で開かれ、原発裁判を担当している裁判官が集められた。当時は、多くの原発は設置変更の許可がでていない状況であり、特別会議では、行政の判断がでていないものについて司法が先行して判断すべきでないという強い意見がだされた。当時、仮処分を担当していた大津地裁の裁判官は、すぐにでも判断を示したいという感じであったが、その会議に出席した後は、行政の判断を待ちたいとしてズルズルと引き延ばし転勤してしまった。

どこの裁判所もそういう傾向が強かったが、司法が独自に判断したのが、大間原発についての札幌地裁判決だった。しかし、内容は行政の判断がでていないので司法で判断できない、という理由で棄却された。今回は同じ札幌地裁で文字通り司法が独自に判断したのであって、そういう意味で画期的だ。

司法の独自判断事例としては、一昨年

の大阪地裁でのバラツキ問題での判決、去年3月の水戸地裁での避難計画の不備による判決がだされているが、これに続くものである。この流れは何を意味するかというと、裁判官が原発の運転を差し止めるということは心理的なハードルが高かったが、このハードルが下がってきているということだ。

このことは全国への影響は大きい。原発を止めたいと思っている裁判官への波及効果が十分期待できる。

Q3.札幌地裁の裁判官が判決を急いだのか？

A. 北海道電力の裁判対応にも問題があったのではないかと。ノラリクラリと立証すべきことをしないということで、裁判所が見切り発車したという面が強いのではないかと。

Q4.関電側の証人不要という理由は？

A. 争点は関電の原発が過酷事故をおこすかどうかであって、福島第一原発による被害は関係ない、学者証人については意見書をだしてもらえればそれで十分だ、というものだ。

Q5.堀部裁判官は自分が判決を書くつもりで

証人尋問を決定したのか？

A. それはわからないが、前回の進行協議では、堀部裁判長は、判決を書く裁判体が尋問を聞いた方がよいという趣旨の発言をされたので、その後の弁護団会議では全員が「自分は判決を書かないつもりだ」という意見で一致した。今日そのことを進行協議で言ったら、「エーっ」ということになり、こちらもびっくりした。裁判長によると、主張整理をきっちり終えたあとで尋問を行うべきという意味で言ったのであり、来年の4月以降とは思っていなかったということと言われた。

ただ、今のスケジュール感では尋問が終わるのは来年の6月ぐらいになるので尋問と判決は年度をまたがることになる。

裁判官の通常任期は3年だが、自分が判決を書くからもう一年おいてくれという希望をだせば通ることも多いので本人が判決を書く可能性はある。あるいは、途中までやって後は次の人をお願いとなるか、そこまではわからない。

【法廷で原告側が陳述した書面の概要】

原告ら準備書面(87)の要点：テロ対策・武力攻撃に関する補充の主張：関口速人弁護士

1 ロシアのウクライナ侵攻で原子力施設に対する武力攻撃が現実化した

2月24日チョルノービリ（チェルノブイリ）原子力発電所に軍事攻撃、一時外部電源を喪失する事態まで発生し、冷却機能が失われる可能性が存在

3月3日、ザポリージャ原発に軍事攻撃

3月6日、ハルキウの国立物理技術研究

所内の原子力研究施設に対し、軍事攻撃

2 国会における原子力施設の武力攻撃に関する議論

更田原子力規制委員会委員長は国会で次の点を認めた。

①他国からの武力攻撃に対して原発は何ら想定せず備えがないこと。

②武力攻撃に対しては何ら
取れる対策・手段がなく、
武力攻撃を受ければ
深刻な事態に陥ること。

3 原発がミサイル攻撃を 受けた場合の被害予測

環境経済研究所上岡直見氏が、日本の原発や施設が攻撃を受けて使用済み核燃料プールが崩壊した場合の3ケース（島根原発、柏崎刈谷原発、東海再処理施設）の被害シミュレーション（2022年3月10日付「ウクライナ原発危機と日本の原発リスク評価解説」）を発表している。

その結果は右図に示すとおりであり、死者や住むところを失う人の数は福島第一原発事故をはるかに上回る深刻な被害が発生するというものである。

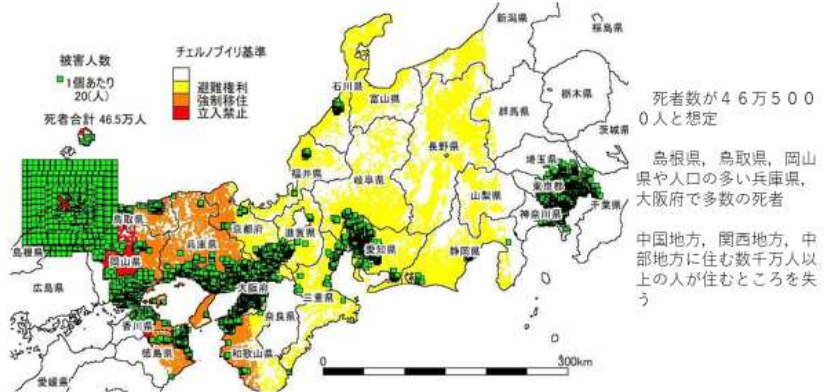
大飯、高浜、美浜原発のある原発銀座で起きた場合、同様に数十万人規模の死者が生じ、関西地方、中部地方、関東地方はほとんど人が住めない地域になることは容易に想像できる。

4 まとめ

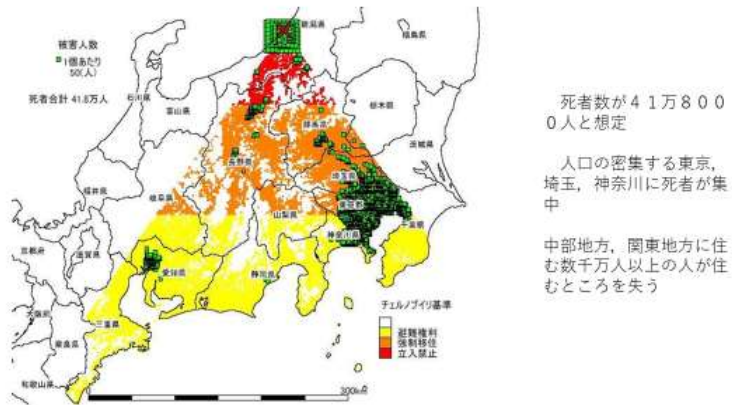
原発は自国民に向けられた核兵器であるといえる。

万が一という事態が現実化しており、武力攻撃を想定していない新規制基準は不合理である。

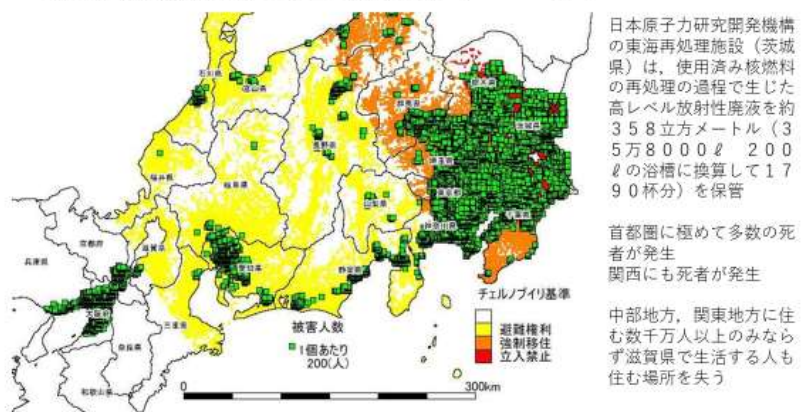
島根原発プール崩壊ケース



柏崎刈谷原発プール崩壊ケース



東海廃液処理崩壊ケース



原告ら準備書面(88)の要点:ばらつき問題～被告準備書面(63) に対する反論:井戸弁護士

1 被告の主張の基本的考え方について

「ばらつき」は、自然現象の揺らぎに由来する「偶然的不確かさ」と、自然現象に対する知識・経験が不完全であることによる「認識論的不確かさ」によってもたらされる、と述べており、この点については原告は同意する。

2 不確かさを考慮することによりバラツキは考慮する必要がないという被告の考え方について

- ① これは新規制基準の考え方ではない。
(規制委員会は審査ガイドを変えようとしているが、そのような地震動ガイドに基づいてなされた審査に適合しても、本件各原発の安全性は確保されない。)
- ② 被告のいう「不確かさの考慮」は、1の「認識論的不確かさ」はカバーできても、「偶然的不確かさ」はカバーできない。
- ③ たとえば、被告は、FO-A～FO-B～熊川断層の三連動を想定して不確かさを考慮した

と主張するが、上林川断層の距離も、活断層の上端深さも、すべてこの想定が「真の値」である可能性があるものだ。これでは、偶然的不確かさはカバーできない。

④ 学者の認識でも、たとえば瀬瀬一起東大教授は、次のように述べている。「実際に起きた地震の地震動について、地震後判明したパラメータを用いても観測記録を完璧には再現できず、倍半分程度の誤差が生じるのが通常です。」つまり、地震後判明したパラメータは、現在の科学レベルの限界として「真の値」に近いものと想定されるが、それでも観測結果との間に差が生じているのである。

⑤ 被告の不確かさの考慮は、短周期レベルを1.5倍にすることや前述の三連動などは、安全側の配慮ではなく、当然しなければならないことである。

⑥ 被告が不確かさを考慮して設定した値が「真の値」である可能性が否定できない。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

今後の大津地裁での原発裁判の予定

9月1日(木) 13:15～進行協議

14:30～第34回口頭弁論 菅野みずえさんの尋問

※記者会見、報告集会については未定であり、決まり次第改めてお知らせします。

12月1日(木) 午前午後の一日を予定

※証人尋問がどのように行われるかについては9月1日に協議される予定です。

3月9日(木) 午前、午後の一日を予定

